

新潟市ひきこもり相談支援センター事業運営に係る委託事業者選定実施要領

1 趣旨

この要領は、「新潟市ひきこもり相談支援センター事業（以下「本事業」という。）」を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた企画、能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項（以下「本要領」という。）を定めるものです。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

新潟市ひきこもり相談支援センター事業運営業務

(2) 業務内容

「新潟市ひきこもり相談支援センター事業運営業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和7年9月1日から令和10年8月31日まで

※この契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令167条の17及び新潟市長期継続契約とする契約を定める条例第1項第7号の規定に基づく長期継続契約となるため、契約を締結した翌年度以降、予算の減額により契約の変更又は解除を行う可能性があります。

(4) 委託料（上限額）

52,236千円（消費税及び地方消費税を含む）

【内訳】

令和7年度：10,157千円（令和7年9月1日～令和8年3月31日）

令和8年度：17,412千円（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

令和9年度：17,412千円（令和9年4月1日～令和10年3月31日）

令和10年度：7,255千円（令和10年4月1日～令和10年8月31日）

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものです。受託候補者の決定後、提案内容に基づき、改めて仕様書を定め、見積書の提出を求めます。

なお、本契約は複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約となります。契約締結時に受託者から直接人件費を記載した契約金額内訳書の提出を求めます。

※見積書の金額が上限額を超える場合は、失格とします。

3 参加資格要件

本委託事業者選定に参加を希望する者は、応募書類の提出期日において、本事業を的確に遂行する能力を有し、かつ次のすべての要件を満たす者としします。

なお、応募書類の提出後において、要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

(1) ひきこもり相談支援に類似する活動を実施している者であること。

(2) 新潟市内に本社、本部を有する者であること。

(3) 委託契約における受託者として、契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。

- (4) 本事業の目的を理解し、仕様書に示した事業実施ができること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (6) 参加意思確認書及び提案書類提出時に、市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（昭和 63 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (7) 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体に該当する者でないこと。
- (8) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体に該当する者でないこと。
- (9) 国税及び市税に未納がないこと。
- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）。
- (11) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

4 選定の流れ

(1) 選定実施要領等の公表・配布	令和 7 年 5 月 28 日（水）
(2) 質疑・回答	【質疑】 令和 7 年 5 月 28 日（水）から令和 7 年 6 月 4 日（水） 午後 5 時まで
	【回答】 令和 7 年 6 月 6 日（金）～ ※新潟市ホームページに公表
(3) 参加資格書類の受付	令和 7 年 5 月 28 日（水）から令和 7 年 6 月 11 日（水）
(4) 参加資格確認結果の通知	令和 7 年 6 月 12 日（木）
(5) 企画提案書類の受付	令和 7 年 6 月 13 日（金）から令和 7 年 7 月 4 日（金）
(6) プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和 7 年 7 月 9 日（水）から令和 7 年 7 月 23 日（水）の間で実施 ※ヒアリングの日時、場所については、別途通知
(7) 審査結果の通知及び公表	令和 7 年 7 月 25 日（金）
(8) 契約協議・契約締結	令和 7 年 8 月 1 日（金）

(1) 選定実施要領等の公表・配布

ア 配布期間

令和7年5月28日(水)から令和7年6月11日(水)(土日除く平日のみ)

イ 配布時間

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

ウ 配布場所

新潟市保健衛生部こころの健康センター

(中央区川岸町1丁目57-1 1階)

※新潟市ホームページからもダウンロード可能

(2) 質疑・回答

ア 質疑

① 期間

令和7年5月28日(水)から令和7年6月4日(水)

最終日は午後5時まで

② 提出方法

質問票(様式1)により電子メール(kokoro@city.niigata.lg.jp)で提出

※電子メールの表題を【**ひきこもり相談支援センター事業運営プロポーザル質問**】

とし、送信した旨を「8 問い合わせ先」担当者まで電話すること。

イ 回答

令和7年6月6日(金)から新潟市ホームページに公表し、個別には回答しません。

また、意見の表明と解されるものや質疑の内容(質問内容が不明瞭なもの等)によっては回答しない場合があります。

なお、質問の回答書は仕様書及び本要領等の追加又は修正とみなします。

※回答の際、質問者は公表しません。

(3) 参加資格書類の受付

ア 提出先

4(1)ウ「配布場所」に定める場所

イ 提出期間

令和7年5月28日(水)から令和7年6月11日(水)(土日除く平日のみ)

ウ 提出時間

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

エ 提出方法

提出先まで直接持参すること(郵送不可)。

なお、提出時間外の受け付けは致しません。

(4) 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果について、応募事業者に対し、令和7年6月12日(木)までに電子メールと郵送にて通知します。

なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格として通知します。

(5) 企画提案書類の受付

ア 提出先

4 (1) ウ「配布場所」に定める場所

イ 提出期間

令和7年6月13日(金)から令和7年7月4日(金)(土日除く平日のみ)

ウ 提出時間

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

エ 提出方法

提出先まで直接持参すること(郵送不可)。

なお、提出時間外の受け付けは致しません。

(6) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 実施日時

令和7年7月9日(水)から令和7年7月23日(水)の間で実施

※プレゼンテーション及びヒアリングの日時、場所については、別途通知。

イ 選定方法

「別表1 評価基準」に基づき、書類及びプレゼンテーション、ヒアリングの内容を含めた総合的な審査を行います。

(7) 審査結果の通知及び公表

令和7年7月25日(金)に応募した全事業者に郵送で通知するとともに、最適者の名称を市ホームページで公表します。

(8) 契約協議・契約締結

審査結果の通知後、最適者と市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行い協議が整った上で、契約を締結します。

5 参加資格書類及び企画提案書類の提出内容について

(1) 参加資格書類

ア 提出書類

①参加表明書(様式2)

②組織の概要及び取組等(様式3)

③登記簿謄本(※参加資格書類提出日以前3か月以内に発行されたもの。)

※写しの場合は原本証明をしてください。

④定款の写し(※原本証明をすること。)

⑤直近2年分の財務諸表

⑥直近1年分の国税及び市税の納税証明書(未納額がない)

※納税義務がない場合は提出不要

⑦暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(様式4)

イ 書類提出時の注意点

・書類番号「①～⑦」のインデックスをつけてください。

・全体をバインダー等で綴ってください。

・表紙に「ひきこもり相談支援センター事業運営参加資格審査」と表示し、事業者名を表示すること。

(2) 企画提案書類

ア 提出書類

⑧企画提案書（様式5）

⑨事業計画書（様式6）

⑩人員配置予定表（様式7）

⑪見積書（消費税及び地方消費税を含んだもので、年度ごと（令和7年度、令和8年度、令和9年度、令和10年度）に提出すること。）

※見積書は企画提案の審査を行う際に参考にするもので、契約締結の際は再度見積書の提出を求めます。

なお、様式は任意ですが、令和7年度の見積書については「【様式6】事業計画書」の「④ひきこもり相談支援センター事業運営予算案について」の合計金額と一致させてください。

イ 書類提出時の注意点

- ・書類番号「⑧～⑪」のインデックスをつけてください。
- ・全体をバインダー等で綴ってください。
- ・表紙に「ひきこもり相談支援センター事業運営企画提案書類審査」と表示し、事業者名を表示すること。

(3) 参加資格書類及び企画提案書類共通留意事項

ア 提出部数は正本を1部、副本8部とします。

イ 原則としてA4（両面コピー）で提出すること。

ウ 文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とします。

エ 図面等でA3版を使用する場合は、A4サイズに折り込んでください。

オ 同一様式が複数になる場合には、ホッチキス2か所止めで割印をすること。

カ 下部中央にページをつけてください。（すべての提出書類について通番となるようにしてください。）

キ 受付と同時に受付確認書を発行します。

ク 修正受付は、受付確認書を持参した場合に限って認めます。

ケ 提出された書類の提出期間経過後の差し替え及び再提出は認めません。

コ 選定にあたって市が必要と認める場合、追加資料の提出を求める場合があります。

(4) 提出された書類の取扱い

ア 市が受理した書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

イ 提出された書類は、審査を行うために必要な範囲において複製することがあります。

ウ 本市は、提出された書類について、審査を行う目的以外では提出者に無断で使用しないものとします。

エ 提出書類は、新潟市情報公開条例(昭和61年10月14日条例第43号)に基づき、不開示情報を除き、開示する場合があります。

オ 書類提出後に辞退する場合には、辞退届（様式8）を提出すること。

カ 郵送及びFAXによる受付は行いません。

6 事業者選定方法

事業者の選定は別に定める「新潟市ひきこもり相談支援センター事業運営に係る委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が実施します。

審査結果は、選定委員会として最終合議の上、一本化して確定します。

また、選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(1) 実施方法

選定委員会は、提出された書類及びヒアリング時の内容について、別表1「評価基準」に基づき審査を行い、最高の評価点を獲得した応募者を委託業務における最適者として選定します。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングについて

① 出席者

責任者及び主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）を含め3名以内とします。

② プレゼンテーション及びヒアリングの内容

1者あたり提出書類の内容に関する説明15分及び質疑応答15分、計30分程度の予定とします。

説明は提出書類の内容に沿ったものとし、要点を簡潔にまとめたものとする。

なお、追加資料の提出は認めません。

7 その他

- (1) 応募する事業者は、本要領等を熟読し、内容を遵守すること。
- (2) 応募する事業者は、選定後、本要領等に関する不知又は不明等を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。
- (3) 応募及び選定のために応募事業者に必要な費用については、全て応募事業者の負担とします。
- (4) 最高評価点を獲得した応募者が、選定後に参加資格要件を満たさないことが判明した場合、応募の際提出した内容に虚偽があった場合、委託料が提案上限額を超えた場合、運営実態が事業計画と著しく異なる場合、業務実施体制に著しく変更が生じ、業務の履行が困難であると認められる場合は、選定を取り消し、次順位者と契約の協議及び締結を行うものとします。
- (5) 契約締結後においても、受託者について、前項目における内容が判明した場合は、契約を解除できるものとします。

8 問い合わせ先

新潟市保健衛生部こころの健康センター

担 当：諸橋、松田、長澤

住 所：〒951-8133 新潟市中央区川岸町1丁目57-1

電 話：025-232-5580

F A X：025-232-5568

電子メール：kokoro@city.niigata.lg.jp

別表 1 評価基準

評価項目	評価内容		配点	
組織としての の適格性	類似業務の実績	これまでに、ひきこもり相談支援センター事業と類似の業務実績があるか	5点	
	社会資源との連携 や既存事業との連 携	組織における社会資源との連携及び組織の既存の事業をひきこもり相談支 援センター事業に活かせるか	5点	
小計			10点	
提案項目	I 業務内容に 係る提案	1 事業目的の理解	ひきこもり相談支援センター事業の目的を十分 に理解しているか	5点
		2 相談支援（電話相 談、面接相談等）	当事者や家族の意思を確認し、信頼関係の構築を 図るためのプロセスや手法が具体的に示されて いるか	15点
		3 当事者の参加	具体的かつ実現的な内容で、効果的な提案がなさ れているか	10点
		4 当事者会・家族会、 ピアサポーター等	具体的かつ実現的な内容で、効果的な提案がなさ れているか	10点
		5 支援機関との連 携・後方支援	具体的な方針かつ実現的な内容が提案されてい るか	10点
		6 普及・啓発／教 育・研修	具体的かつ実現的な内容で、効果的な提案がなさ れているか	5点
	II 業務の実施 体制	1 相談内容の記録・ 整理・集計・報告書等	相談内容を適切に記録・整理・集計し、詳細分析 等可能な状態で対外的に説明しやすい工夫がさ れているか	5点
		2 人材育成、マニユ アルの作成	ひきこもり相談支援センター従事者のスキルア ップ支援体制を有しているか。また、情報セキュ リティ、個人情報保護の取り組みは十分か	5点
小計			65点	
業務実効性	1 事業計画	業務実施体制（開設時間、配置予定人員、実施スケジュール等）は、提案 内容を実施する上で十分なものであり、かつ実現性が確保されているか	5点	
	2 人員配置予定	事業責任者及びコーディネーターの専門性、実務経験等は十分か	5点	
小計			10点	
全体を通し ての評価	取組意欲	全体的に提案内容に工夫がみられ、効果的な内容となっているか また、プレゼンテーションにおける説明に説得力や意欲が感じられるか	5点	
	質疑応答能力	プレゼンテーションにおける質疑応答は、業務を理解した明確な回答であ ったか	5点	
小計			10点	
価格	各年度の見積書の積算は妥当であり、提案内容とのバランスがとれているか		5点	
小計			5点	
合計			100点	

【配点基準】

優れている	5点	10点	15点
やや優れている	4点	8点	12点
標準	3点	6点	9点
やや劣っている	2点	4点	6点
劣っている	1点	2点	3点